

『日本十進分類法新訂 10 版』の検討 その(21)

—積み残された課題 6—

A Critique of the Nippon Decimal Classification, 10th Edition Pt.21

- Challenges that Remain: VI -

前川 由実子[†]、北 克一^{††}

MAEKAWA Yumiko[†], KITA Katsuichi^{††}

抄録：日本図書館協会分類委員会により、『日本十進分類法新訂 10 版』が 2014 年 12 月発行された。1995 年 8 月の『日本十進分類法新訂 9 版』の刊行以降、概ね 20 年ぶりの日本十進分類法の改訂である。

今後の日本図書館界の主題組織化を担う『日本十進分類法新訂 10 版』のうち、本稿では、電子出版関係の記号と概念の展開を中心に、検討を進める。

キーワード：日本十進分類法新訂10版、NDC、電子出版、著作権

Keywords：Nippon Decimal Classification 10th Edition, NDC, Digital Publishing, Copyright

1. はじめに

2014 年 12 月に『日本十進分類法新訂 10 版』(以下、『NDC10』、以下、他版も同様)が刊行された¹。1995 年 8 月刊行の『NDC9』以来、概ね 20 年ぶりの改訂である。今後の日本図書館界の主題組織化を担う『NDC10』について、検討を進めたい。

本稿では、電子書籍、電子雑誌等のデジタル・コンテンツに関する主題への対応を適切に行うために、いくつかの『NDC10』「改善案」を提案したい。

なお、『NDC10』の改訂方針に従い、「①NDCの根幹に関わる体系の変更はしない」範囲での検討である²。

順に、電子出版関係の記号と概念の展開について、検討を進める。

2. 「0 類 総記」の第 3 次区分表からの抜粋

0 類 総記における図書、逐次刊行物、新聞に関

する部分を抜粋で示す。

020 図書・書誌学

- 021 著作・編集
- 022 写本・刊本・造本
- 023 出版
- 024 図書の販売
(中略)

050 逐次刊行物

(中略)

070 ジャーナリズム・新聞

2.1 「020 図書・書誌学」

「020 図書・書誌学」であるが、この分類項目名の内、図書は主題の対象事物(Topics)であり、書誌学はその対象事物である図書を研究対象とする学問主題分野(Subject)である。

「020 図書・書誌学」では、このように明らかに性格が異なる事象を並列して列挙しており、第二次区分段階において、事象と分野・観点の混乱が存在している。

前川由実子[†] 関西大学等
北 克一^{††} 大阪市立大学

2.2 著作物の種別による分散

著作物の種別である図書、逐次刊行物、新聞が、分散している。

なお、「021 著作. 編集」から「024 図書の販売」までは、記号法上は第3次区分であり、いずれも「020 図書. 書誌学」の下位区分である。

一方、「050 逐次刊行物」を参照すると、第3注記に「*雑誌編集<一般>→021.4; 新聞→070」という「を見よ参照」がある。これにより、雑誌の編集は「021 著作. 編集」-「021.4 編集. 編纂」の系に分類することになる。

確かに、「021.4 編集. 編纂」の第1注記に、「*編集実務<一般>は、雑誌編集も含めてここに収める」とあり、論理的に整合性がある。

また、同じ「021.4 編集. 編纂」の第2注記では、「*新聞編集→070.163」とあり、「070 ジャーナリズム. 新聞」へと「を見よ参照」が示されている。

なお、「070.163」は、「新聞の編集・整理」である。これにより、「050 逐次刊行物」の第3注記の中の「新聞→070」は、「新聞の編集・整理→070.163」がより適切であることが確認できる。

しかし、図書、逐次刊行物、新聞の3者は成立過程、及び、その制作、流通過程により社会的に区別、識別されてきたに過ぎない。

以上、次期の改訂時には、「020 図書. 書誌学」等は大幅な見直し、交通整理が求められる。

2.3 主題対象範囲の相違

前節において抜粋で示したように、図書、逐次刊行物、新聞に関する部分を比較すると、

(1) 「020 図書. 書誌学」のもとに、「<021/024 図書・書誌学の各論>」という中間見出し(セントード・エントリー)のもとに、「021 著作. 編集」、「022 写本. 刊本. 造本」、「023 出版」、「024 図書の販売」が、記号法上で並列して並んでいる。

一方、「020 図書. 書誌学」と同位の第二次区分に、「050 逐次刊行物」、「070 ジャーナリズム. 新聞」は配置されている。

(2) この中で、「021 著作. 編集」では下位区分に「021.2 著作権. 著作権法」、「021.3 著述. 著作家」、「021.4 編集. 編纂」などがある。

この内、「021.2 著作権. 著作権法」では、下位区分に「021.23 音楽著作権」、「021.25 ソフトウェアに関する著作権」、「021.27 映像・映画に関する著作権」を有することから、あきらかに著作の種別を制限していない。

ここで一般的には著作、著作権、著作物は通常は、一体として論じられることより、「021.2 著作権. 著作権法」の主題対象範囲は、図書、逐次刊行物、新聞という出版形式をまたがっていると考えられる。

しかし、NDC10 における「021.2 著作権. 著作権法」は、「<021/024 図書・書誌学の各論>」のもとに、「021 著作. 編集」-「021.2 著作権. 著作権法」が区分展開されていることより、分類展開上は、「021.2 著作権. 著作権法」の守備範囲は、図書に限定されることになり、その下位区分である「021.23 音楽著作権」等の展開と矛盾を招いている。

(3) 一方、「021.4 編集. 編纂」では次のようになっている。引用で示す。

021 著作. 編集

.4 編集. 編纂

*編集実務<一般>は、雑誌編集も含めてここに収める

*新聞編集→070.163

.49 コンピュータによる編集

→ :007.6355

*DTP は、ここに収める

*電子出版の事情は、023 に収める

なお、「007.6355」は、「書体[フォント]」に関する事項であり、「コンピュータによる編集」の主題包含範囲とは異なる。

このように「021.4 編集. 編纂」では、「*編集実務<一般>は、雑誌編集も含めてここに収める」と第一注記がある。これより、その主題対象範囲は、少なくとも新聞を除いた図書、逐次刊行物を対象としていると考えられる。

なお、音楽、映画等の編集については、どこに収めるかの明確な指示が存在しない。

また、第二注記「*新聞編集→070.163」という「を見よ参照」により、明らかに新聞編集は「021.4

編集、編纂」の対象から除いている。

なお、「070.163 新聞の編集・整理」では、その注記で「*新聞製作<一般>は、ここに収める」としていた。

このように「021 著作、編集」の下位区分でありながら、その対象となる事物の範囲は異なる、という矛盾が生じている。

3. 『NDC10』の細目表中の出版デジタル化対応

本章では、『NDC10』の細目表における分類記号、分類項目名、分類小項目名、関連分類項目名、細分注記、範囲注記等について検討を進める。

3.1 「021 著作、編集」関係

次に「021 著作、編集」の現状を確認しておく。引用で示す。

021 著作、編集

.2 著作権、著作権法：版權、翻訳権

→：507.2

.23 音楽著作権

.25 ソフトウェアに関する著作権

.27 映像・映画に関する著作権

.3 著述、著作家

.4 編集、編纂

.43 編集者

.49 コンピュータによる編集

→：007.6355

* DTP は、ここに収める

* 電子出版の事情は、023 に収める

すでに 1995 年以降の情報のデジタルへの収束、及び、ネットワーク流通の急速な進展は、こうしたメディア区分を溶解しつつある³。特に、電子書籍、電子雑誌、電子音楽、電子映像等を始めとするデジタル・コンテンツの急激な増殖、拡散は著しいものがある。

また、図書館の収集、整理、保存というコレクション構築を前提とした所蔵概念が、アクセス権という権利レベルに置き換わっている部分が増殖している。

「021 著作、編集」においても、情報のデジタ

ル化、ネットワーク流通の状況への対応が必要である。また、ベルヌ条約を筆頭とする著作権関係の国際条約等の事項へも配慮を行いたい。

以上を踏まえて、次のように拡張することを提案したい。変更、追加箇所をイタリック体で示す(以降、同様)。

021 著作、編集

.2 著作権、著作権法：版權、翻訳権

→：507.2

*ベルヌ条約、万国著作権条約、WIPO 著作権条約等の著作権にかかる国際条約等はここに収める

*TRIPS 協定⁴、TPP11⁵、マラケシュ条約⁶等の著作権にもかかる条約等もここに収めてもよい

*フェアユース規定、スニペット表示、CC(クリエイティブ・コモンズ)などはここに収める。

.21 公衆送信権(送信可能化権を含む)

.22 電子出版権

.23 音楽著作権

.25 ソフトウェアに関する著作権

.27 映像・映画に関する著作権

.28 ゲームに関する著作権

.29 以外の著作権、著作権法の主題

.296 オープンコンテンツ(CC など)

.3 著述、著作家

.31 (空番)

.32 ソフトウェアによる創作

*個別のデジタル・コンテンツの創作は、各主題の下に収める。

.33 N 次創作

*N 次創作、N 次創作物に関する主題はここに収める。

.4 編集、編纂

.49 コンピュータによる編集

→：007.6355 書体[フォント]

* DTP は、ここに収める

* 電子出版の事情は、023 に収める

上記では、1) 021.2 の下に注記を追加し、著作権、著作権法に関しての新しい主題を収めること

を明示した。2) 021.2 の下位区分に公衆送信権などを細分展開した。3) 021.3 の下位区分展開を行い、新しい主題への対応を行った。

3.2 「023 出版」関係

「023 出版」は、次のように展開されている。引用で示す。

023 出版 Publishing →: 014.7 ; 548.295

- * 地理区分
- * 電子出版<一般>、電子書籍<一般>は、ここに収める；ただし、特定主題に関する電子出版、電子書籍は、各主題の下に収める。
- * 電子書籍閲覧用ソフトウェア・端末は、ここに収める（別法：閲覧用ソフトウェア 007.63 ; 閲覧用端末 548.295）
- * 電子書籍の編集 → 021.49

これを次のように拡張することを提案したい。変更、追加箇所をイタリック体で示す。

023 出版 Publishing →: 014.7 ; 548.295

- * 地理区分
- * 電子出版<一般>、電子書籍<一般>は、ここに収める；*電子雑誌<一般>は 050 に収める*；ただし、特定主題に関する電子出版、電子書籍、*電子雑誌*は、各主題の下に収める。
- * *図書館資料としての電子書籍 014.7 ; 電子雑誌 014.75*
- * *電子書籍、電子雑誌以外のデジタル・コンテンツについては、各種のデジタル・コンテンツに収める。*
例：ボカロ音楽 763.93
- * *複数のデジタル・コンテンツを総合的にあつかった主題は、ここに収める。*
- * 電子書籍閲覧用ソフトウェア・端末は、ここに収める（別法：閲覧用ソフトウェア 007.63 ; 閲覧用

端末 548.295)

* 電子書籍の編集 → 021.49

上記では注記の記述を追加して、1) 電子雑誌<一般>、電子ジャーナル<一般>は、050 に収めることを明記した。2) 図書館資料としての電子書籍は 014.7、電子雑誌は、014.75 に収めることを明記した。3) 電子書籍、電子雑誌以外のデジタル・コンテンツの分類について明記した。4) 複数のデジタル・コンテンツを総合的にあつかった主題は、ここに収めることを明記した。

なお NDC10 では、「* 電子書籍の編集 → 021.49」としている。そこで「021.49 コンピュータによる編集」を参照すると、次のように展開されている。抜粋で引用する。

021 著作. 編集

.4 編集. 編纂

*編集実務<一般>は、雑誌編集も含めてここに収める

*新聞編集 →070.163

.49 コンピュータによる編集

→ :007.6355

*DTP は、ここに収める

*電子出版の事情は、023 に収める

3.3 「024 図書の販売」関係

次は、「024 図書の販売」である。引用で示す。

024 図書の販売

*地理区分

*小売店、販売取次店は、ここに収める

「024 図書の販売」においても、情報のデジタル化、ネットワーク流通の状況への対応が必要である。以下に、私案を示す。

024 図書の販売

*地理区分

*小売店、販売取次店は、ここに収める

**電子書籍の販売はここに収める*
電子雑誌の販売は 050, その他のデジタル・コンテンツの販売

は各主題の下に収める

*デジタル・コンテンツ全体の販売を扱った主題は、ここに収める

- .1 販売・流通契約
- .11 再販制度. 時限再販制度. 委託制度
- .12 売り切り制度
- .13 エージェンシー契約
- .2 提供形態. ビジネスモデル
- .21 一般書籍
- .211 PoD(プリント・オン・デマンド)
- .22 電子書籍
- .221 ダウンロード型
- .222 サブスクリプション型
- .223 データベース契約型
- .226 広告モデル型
- .228 公共型. パブリック・ドメイン型
- .229 その他の提供方式

ここでは、1)「024 図書の販売」の注記を追加し、電子書籍を始めとするデジタル・コンテンツの扱いについて明記した。2)「.1 販売・流通契約」を新設し、下位展開をした。3)「.2 提供形態. ビジネスモデル」を新設し、下位展開をした。

3.4 「050 逐次刊行物」関係

050 逐次刊行物

*原著の言語による言語区分；ただし、051 に限り下記のように細分(中略)；052/058 は、032/038 のように言語区分

051 日本語

- .1 学術雑誌. 紀要
- .3 総合雑誌
- .4 グラフィック報道誌
- .6 大衆誌. 娯楽誌
- .7 女性誌. 家庭誌
- .8 幼児誌. 青少年誌
- .9 情報誌<一般>

052/058 各言語による雑誌

「050 逐次刊行物」では、「051 日本語(の雑誌)」

のみ「051.1 学術雑誌. 紀要」から「051.9 情報誌<一般>」まで細区分をしている。

しかし、これらの細区分の原理に一貫性がなく、交差分類を起こしている⁸。整理、修正をすべきである。

また、「052/058 各言語による雑誌」では、例外として、「059 一般年鑑」であるので、「05+-9(言語区分：その他の諸言語)」が合成できない。このため、-9(言語区分：その他の諸言語)、及び、その下位区分の言語を付加する時は、899 を介して付加する。本表中で、丁寧な解説を求めたい。

例：「アルバニア語で書かれた雑誌」

05 + -899 + -934(アルバニア語)

3.5 「070 ジャーナリズム. 新聞」

「070 ジャーナリズム. 新聞」の展開は、俗に4マス(マスコミュニケーション)と称されて、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌が、安定した棲み分けをしていた時代の区分を踏襲している。順次に課題を指摘する。

まず、『NDC10』における「070 ジャーナリズム. 新聞」を引用で示す。

070 ジャーナリズム. 新聞

*新聞、テレビ、ラジオなど総合的なマスコミ事情・報道<一般>は、ここに収める

*各国の新聞<一般>、個々の新聞社の経営事情は、ここに収める

例：070.235 フランスの新聞事情；ただし、社誌は070.67に収める

*雑誌に関するものは、050に収める

*テレビ・ラジオ報道の社会への影響；放送と社会→699.8

- .1 ジャーナリズム・新聞の理論；新聞学
- .12 報道・新聞に関する法令. 検閲
- .13 報道の自由. 新聞と自由
- .14 ジャーナリズムと社会. 報道・新聞と世論. 新聞と読者
- .15 報道・新聞の倫理. プレスコード
- .16 ジャーナリスト. 新聞記者. 記者と取材倫理
- .163 新聞の編集・整理

*新聞製作<一般>は、ここに収める

.17 報道写真. 新聞写真. 新聞印刷

*報道・新聞写真撮影技術は、743.8 に収める

.18 営業. 広告. 販売. 新聞料金

.19 通信社

071 / 077 新聞紙

- (1) 伝統的な新聞社による紙媒体での新聞においても、相当数がデジタル版と並行発行、又は、移行している。さらに、新聞社自体が電子メール等と URL を組み合わせた速報ニュースの配信、ツイッター配信+URL 等配信を始めている。
- (2) また、インターネット上のニュース・サイトとの区分があいまいになっているし、一部の主題特化型のブログ等も拡張している。
- (3) 上記(1)、(2)のコンテンツ類に動画、音声などを組み込んだ複合コンテンツが拡大しつつある。
- (4) このようなデジタル・コンテンツ類が、インターネット上の「放送」、「実況中継」、「デジタル・アーカイブ」等との境目が溶解しつつある。

3.5 「507.2 産業財産権」関係

「507.2 産業財産権」を見る。引用で示す。

507.2 産業財産権

* 無体財産権 <一般> は、ここに収める

* 著作権 → 021.1

「507.2 産業財産権」であるが、「* 著作権 → 021.1」という「を見よ参照」があるので、電子書籍を始めとするデジタル・コンテンツ類の権利関係は「021.2 著作権. 著作権法」に収めることになる。

一方、ビジネスモデル<一般>はNDL-OPACでは「336.1 経営政策」、コンテンツ産業では「007.3 情報と社会：情報政策. 情報倫理」が付与されている。しかし、電子書籍、電子雑誌を始めとするデジタル・コンテンツの流通ビジネス＝商用、非

商用を問わずの展開と細区分には、「力不足」である。

デジタル・コンテンツ類の流通ビジネス<一般>について、より詳細な展開が必要である。

4. 関連索引

今回に取り上げた電子出版物関連の関連索引についても検討しておこう。

前章までで取り上げて、拡張を提案した語彙の多くは、関連索引に収録されていない。

本表の細目展開や注記の追加に対応させて、大幅な項目の追加を望みたい。まず以下に、『NDC10』での関連索引の関連項目の概要を示す。

『NDC10』での関連索引の関連項目の概要

デジタル情報	007.1
デジタルライブラリー	010
(中略)	
データ管理(情報学)	007.609
データ処理	007.6
データセキュリティ	007.609
データ通信	007.6389
(ソフトウェア)	
データ通信(通信工学)	547.48
データ通信	694.5
(電気通信事業)	
(中略)	
データ通信サービス	007.35
(中略)	
データベース	007.609
(ソフトウェア)	
データベース管理システム	007.609
データベース検索	007.58
データマイニング	007.609
(中略)	
電子ジャーナル	
(逐次刊行物)	050
(図書館)	014.75
電子出版	023
電子商取引	670
電子情報資源	014.7

電子書籍(出版)	023
電子書籍閲覧 (ソフトウェア)	023
電子書籍閲覧用端末	023
電子資料(図書館) (中略)	014.7
電子図書館	010

このように相関索引から電子書籍等に関する索引語彙を拾って見ると、明らかに相関索引に収録の語彙不足が見えてくる。

試しに、本稿で分類表の拡張、修正を提案した中での関連語彙を確認すると、次の用語等は収録されていない。これら用語の多くは「バズ用語」ではないと考えるが、いかがなものか。

収録候補語彙(例示)

クリエイティブ・コモンズ
 公衆送信権
 スニペット表示
 送信可能権
 創作(コンピュータによる)
 創作(N次)
 デジタル・コンテンツ
 電子出版権
 万国著作権法
 フェアユース規定
 プリント・オン・デマンド
 ベルヌ条約
 ボーカロイド音楽
 マラケシュ条約
 CC
 PoD
 TRIPS
 TTP11
 WIPO

5. さいごに

本稿では『NDC10』に関して、電子書籍、電子雑誌等のデジタル・コンテンツに対する主題への対応を適切に行うためにいくつかの『NDC10』「改善案」を提案した。

本稿で検討したデジタル・コンテンツに関連し

た分野は、日々に加速度的な変容を遂げている。この意味では、出版事項や著作権等の分野に拘わらず、情報のデジタル化とネットワーク流通は、多くの分野において構造変容をもたらしている。

分類委員会には、『NDC10』の継続的な見直しをお願いするとともに、日本図書館協会の分類委員会 HP 等でのまとまった追加等の告知をお願いしておきたい。

今後も、『NDC10』を使用し、『NDC10』に馴染む中で、他の箇所においても、さまざまな疑問が起こることが考えられる。その時にはいったん立ち止まり、分類法の基礎に立ち返り考察を進めたい。

本稿を終えるにあたって『NDC10』刊行へと長年のご苦勞を積み重ねられた歴代の分類委員会委員の方々に感謝の意を捧げたい。

歴代の委員長、委員の方々については「本表・補助表編」の冒頭の分類委員会報告」に記されている。

引用文献

¹ もり・きよし原編, 日本図書館協会分類委員会改訂『日本十進分類法新訂 10 版』日本図書館協会, 2014.

² 那須雅熙 「『日本十進分類法(NDC)新訂 10 版』の刊行によせて」『図書館雑誌』109(2), 2015.2, p.96.

³ すでに「四マス(マスメディア)」と呼ばれたテレビ、ラジオ、新聞、週刊誌の実態は崩れつつあり、ネットワーク系メディアの拡張は著しい。

例えば、HP、2 チャンネル、Blog、Twitter、Line などでの言説空間の拡散、混乱は著しい。

さらに、電子書籍、電子雑誌等のコンテンツ系メディアも単体のダウンロードモデルから、アクセスビュー・モデルを経て、定額課金制の読み放題モデルへと変容しつつある。

また、ユーチューブ等の映像系コンテンツは、放送と通信の区分けを曖昧にしつつある。

⁴ 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定

(英語表記) Agreement on Trade-Related

Aspects of Intellectual Property Rights

ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典の解説

特許権, 意匠権, 著作権, 新技術のノーハウなど, 知的財産権(知的所有権)の保護を目的とした国際協定。TRIPS 協定ともいう。関税と貿易に関する一般協定(ガット)のウルグアイ・ラウンドにおいて, サービス貿易交渉グループ GNS (→サービス貿易), 貿易関連投資措置 TRIM とともに新分野として交渉され, 1994 年 4 月にモロッコのマラケシュで行なわれたガット閣僚会議で最終合意し, 1995 年 1 月に発効した。国際的に取り引きされる商品やサービスにおける知的財産の価値が重要視されるようになり, アメリカ合衆国を中心とした先進国が, 知的財産権の十分な保護のための国際的ルールづくりの必要性を訴えていた。
<https://kotobank.jp/>

[確認: 2018 年 8 月 29 日]

⁵野村証券: 証券用語解説集

TPP11 (ていーピーピーいれぶん)

アジア太平洋地域 12 カ国で交渉を進めていた環太平洋経済連携協定 (TPP) から米国を除いた 11 カ国での協定。米国は 17 年 1 月に TPP からの離脱を表明した。正式名称は「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定 (Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership: CPTPP)」。本来 12 カ国で合意さ

れていた TPP の規定のうち 20 項目の効力を凍結して大筋合意された。米国の復帰次第で凍結項目は解除される。参加 11 カ国のうち 6 カ国が国内での批准手続きを完了すると同協定が発効される予定。

<https://www.nomura.co.jp/terms/english/other/A03141.html>

[確認: 2018 年 8 月 29 日]

⁶マラケシュ条約の意義 野村美佐子
はじめに

2013 年 6 月 17 日から 28 日にかけて、世界知的所有権機関 (WIPO) の 186 の加盟国から約 600 人の代表者がモロッコのマラケシュで開催された外交会議に集い、視覚障害者やプリントディスアビリティ (印刷物を読むことが障害) のある人々のための新著作権条約の採択に向けた議論に臨んだ。その結果、27 日に、加盟国において合意に達し、「視覚障害者およびプリントディスアビリティのある人々の出版物へのアクセスを促進するためのマラケシュ条約」として採択された。

出席者には各国代表者だけでなく、世界盲人連合 (WBU)、EU 障害者フォーラム、DAISY コンソーシアム、国際図書館連盟など 50 にも上る市民団体の参加者もあり、彼らは、2009 年以降、読むことへの権利を求めた WIPO との交渉を振り返って、知的所有権と人権を結びつけた、この歴史的な条約の採択に「うれしい」と口々に喜びを表現した。

28 日には、129 の国・政府間機関が最終文書に署名し、51 の国・政府間機関がマラケシュ条約に署名した。今後、この条約に 20 カ国以上が批准すると発効することになる。なお、日本は、最終文書に署名している。

(以下、略)

[障害保険福祉研究情報システム]

http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/copyright/norma1311_nomura.html

[確認: 2018 年 8 月 29 日]

⁷ 『NDC10』本表・補助表編, p.83.

⁸ 例えば、グラフィック(写真)の娯楽誌は存在する。また、「051.7 女性誌. 家庭誌」はジェンダー問題を含む。「051.8 幼児誌. 青少年誌」も逆ジェンダーである。

⁹ 「デジタル」の異表記である「ディジタル」関係の用語については省略した。

[受理: 2018 年 9 月 20 日]